

小田原市

令和2年度

市民活動応援補助金



応募の手引き

募集期間 令和元年10月1日（火）～

令和元年12月13日（金）

たくさんのご応募をお待ちしています！

小田原市市民活動応援補助金とは

皆さんの市民活動を資金面で応援する補助金制度です。小田原市が交付します。

UMECOが、申請・相談の窓口です。

問い合わせ先

おだわら市民交流センターUMECO

〒250-0011 小田原市栄町 1-1-27

TEL:0465-24-6611 FAX:0465-24-6633

E-mail:odawara@umeco.info

1. 申請できる団体

小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）

この制度を活用できる「市民活動」とは

市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

＜小田原市市民活動推進条例第2条第1項に基づく＞

2. 補助対象となる活動の期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に実施される事業が対象となります。

3. 対象となる事業と補助金額

種 類	スタートアップコース	ステップアップコース	
対象事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たにに取り組む事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業	
補助回数	●同一の団体では1回限りの補助	●同一の事業では3回までの補助 (年度ごとの申請及び審査が必要)	
補助金額	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で <u>10万円を上限</u> 。	プランA	プランB
		●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>70%以下で20万円を上限</u> 。	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>50%以下で30万円を上限</u> 。
特記事項	※応募の時点で、開始から1年以内までの事業	※申請時にプランを選択 (企画提案書提出後のプラン変更はできません。)	

(注) ・小田原市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、市予算の範囲内で交付事業を市が決定します。
・審査により、申請金額を減額して交付することもあります。
・千円未満の端数は切り捨てとします。
・市予算の都合により交付が受けられない (又は減額される) 事業であっても、UMECOが認める事業は**UMECO市民活動応援補助金 (※)** の交付が受けられる場合があります。

参考：令和元年度の補助実績 9件 総額1,600,000円

※「UMECO市民活動応援補助金」

詳細は「5. 応募に必要な書類(7) UMECO市民活動応援補助金 意向確認書」をご確認ください。

4. 対象経費(詳しくは別紙「Q & A」参照)

＜対象になる経費＞

事業を実施するために直接必要とする経費を対象とします。

例) 講師謝礼、消耗品費、備品購入費、印刷製本費など

＜対象にならない経費＞

・団体の維持・運営に要する経費は、対象になりません。

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料など

・小田原市から別途補助金等の財政的支援がある事業は、対象になりません。

5. 応募に必要な書類

- (1) 市民活動応援補助金企画提案書
- (2) 団体の概要
- (3) 市民活動応援補助金事業計画書
- (4) 市民活動応援補助金事業収支予算書
- (5) 団体の規約等
- (6) 役員名簿

※各様式や見本は、小田原市のホームページからダウンロードできます。

※会報、チラシ、新聞記事等、活動内容の資料を任意で提出できます。(A4・両面で4枚まで)

- (7) UMECO市民活動応援補助金 意向確認書

6. 応募相談

応募に関するご相談等は、UMECO（TEL 0465-24-6611）で受け付けます。できるだけ事前に電話で連絡の上、お越してください。応募しようとする事業が対象であるかの確認や、申請書類の書き方等はお早めにご相談ください。書類の不備による再提出も考えられますので、応募の前に一度お越しいただくことをお勧めします。

7. 審査及び選考方法

市民活動応援補助金を交付する事業は、市民活動に関する有識者等で構成する「小田原市市民活動推進委員会」による下記の審査・選考を経て決定されます。なお、審査に公正を期すため、本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わりません。

（1）第一次審査

書類審査を行い、第二次審査を受けることのできる事業を選考します。（応募総数が少ない場合には行わない場合があります。）

（2）第二次審査

応募者による公開プレゼンテーション（事業企画説明）を実施します。補助金を交付する事業は、申請書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、選考します。また、補助金額も検討します。

8. 選考の視点（下記の視点に基づき、事業を総合的に評価し、選考します。）

- （1）公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
- （2）自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
- （3）創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
- （4）継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
- （5）発展性・・・本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
- （6）事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
- （7）費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。

9. 補助金の交付

補助金の対象事業として認定された団体には、改めて市民活動応援補助金交付申請書を提出していただきます。この申請に基づき補助金を交付します。

10. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

全ての応募事業について、団体名及び事業の概要をUMECOのホームページ等で公表します。

また、補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、補助金交付対象事業の申請書類及び審査結果（得点、コメント等）の内容は、公開とします。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき適正に取り扱います。

補助金交付の審査、選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を補助金交付の審査、選考の目的以外に使用しません。

11. 事業完了後の手続等（補助金額の確定、報告会への出席）

補助金交付団体は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください（事業の完了が3月中である場合は、3月末日までに提出してください）。提出された実績報告書に基づき補助金額を確定しますが、その金額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。

また、令和2年6月頃に事業報告会を開催しますので、補助金交付団体は、必ず出席し、事業報告をしてください。（事業報告を前提として補助金が交付されていることにご留意ください。）

受付期間、提出先

受付期間 令和元年10月1日（火）～令和元年12月13日（金）

※10月7日（月）、11月5日（月）、12月2日（月）は、受付できません。

※提出日時については、事前にUMECO（電話0465-24-6611）に電話で予約してください。

※締め切り日の直前は申請が集中し、ご希望の日時に受付できない可能性がありますので、お早めに提出日時を予約してください。

提出先 おだわら市民交流センター（郵送不可）

※UMECOの職員が書類の確認をさせていただきますので、必ず、直接ご持参ください。

※提出書類の内容を説明できる方がお越しくください。

市民活動応援補助金のスケジュール

企画提案書の提出 (令和元年10月1日～ 令和元年12月13日)	市民活動応援補助金企画提案書等の申請書類を、UMECOへ提出してください。
情報の公開	応募のあった事業については、団体の名称と事業の概要をUMECOのホームページ等で公表します。 また、交付対象となる事業の申請書類及び審査結果（得点、コメント等）については公開できるものとします。
審査・選考 (令和2年2月～3月)	(1) 第一次審査（書類審査） ・書類審査の選考結果は2月下旬頃までに通知します。 ・プレゼンテーションに向けて、事前に準備を進めておいてください。 (2) 第二次審査（公開プレゼンテーション） 期日：令和2年3月 日（ ） 場所：UMECO
補助金交付事業の交付決定 (令和2年4月1日)	審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します。
補助金の交付 (令和2年5月頃)	補助金は、交付に必要な書類を受け付けてから1か月以内に振り込みます。
事業の実施 (令和2年4月～ 令和3年3月)	事業計画に沿って事業を実施してください。 UMECOの職員等が事業実施の現場に伺います（随時）。 10月頃に中間報告（進捗状況）の提出をしていただきます（書類提出）。
実績報告等	事業完了後、速やかに、実績報告書等を提出してください（事業が3月中に完了する場合は、3月末日までに提出してください）。 提出された報告書等に基づき、補助金額を確定しますが、その額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。 なお、提出された実績報告書は、公開できるものとします。
事業報告会 (令和3年6月頃)	全ての交付団体に実施事業の実績報告をしていただきます。

UMECO市民活動応援補助金 意向確認書

UMECO市民活動応援補助金とは

おだわら市民交流センター（以下「UMECO」）に寄せられた市民等からの募金や寄附をもとに、UMECOが市民活動団体に補助金を交付する制度です。

UMECO市民活動応援補助金の交付対象となる事業は、小田原市市民活動応援補助金の応募事業のうち、市予算の都合により交付対象事業として選定されなかった、又は選定されたが交付希望額から減額された事業です。

募金・寄附金額の範囲内で、UMECOが交付対象事業を決定します。

小田原市市民活動応援補助金の審査を受けた結果、交付対象事業として選定されなかった場合又は交付対象事業として選定されたが交付希望額から減額された場合において、UMECOの審査を受け、UMECO市民活動応援補助金の交付を受けることを希望しますか。「希望する」・「希望しない」のどちらかに○をつけてください。

※「希望する」に○をつけた場合、小田原市市民活動応援補助金の第1次審査及び第2次審査で利用した関係書類の写しを、UMECO市民活動応援補助金の審査のためにUMECOが使用することになりますので、あらかじめご了承ください。

※「希望する」に○をつけた場合でも、UMECOによる審査の結果、UMECO市民活動応援補助金の交付を受けられない場合があります。

※「希望しない」に○をつけた場合、UMECOによる審査は行われず、UMECO市民活動応援補助金は交付されません。

希望する ・ 希望しない

補助金交付年度	令和2年度
記入年月日	年 月 日
団体名	
代表者職氏名	⑩
事業名	